

## 順天堂大学医学部附属順天堂医院長候補者選考基準

順天堂大学医学部附属順天堂医院長選任規程第7条（1）の規定に基づき、院長に求める基準について、下記のとおり公表します。

### 記

- 1 院長候補者となりうる者は、医師の資格を有する医学部専任の臨床系教授とする。
- 2 院長は、次の各号の基準を全て満たす者とする。
  - (1) 医療安全確保のために必要な資質及び能力として、医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び医療安全を推進する指導力を有する者
  - (2) 順天堂医院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有し、順天堂医院内外での組織管理運営経験を有する者
  - (3) 高度の医療を提供すること、高度の医療技術の開発及び評価を行うこと、高度の医療に関する研修を行わせることなど、特定機能病院に求められる役割を十分理解し、その発展にリーダーシップを発揮できる者
  - (4) 関係法令等を十分理解し、法令を遵守した病院運営を担える者
  - (5) 安心・安全な医療の提供と、安定的な収益確保とのバランスを考えた健全で全体最適な病院運営を担える者
  - (6) 病院の社会的使命を十分理解し、その発展に努めることができる者

以上